

11月からは高病原性鳥インフルエンザ特別防疫対策期間に入ります！

熊本県では、毎年11月1日～翌年4月30日までの6ヶ月間を「高病原性鳥インフルエンザ特別防疫対策期間」として、本病の発生予防及び早期発見などの防疫対応の強化を推進しています。

県内では平成26年4月と平成28年12月に本病が発生しました。渡り鳥が多く飛来するシーズンだけでなく、渡りの季節が終わる時期にも注意が必要です。本期間中は、当所から関係者の皆様への情報提供及び注意喚起が増えますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

11月は畜産環境月間です

平成16年11月1日（2004年）の「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」本格施行を機会に、熊本県では11月を畜産環境月間と定めて、畜産環境保全に努めるように呼びかけています。

法に定める管理基準の適用を受ける飼養規模は次のとおりです。

牛、馬は10頭以上、豚は100頭以上、鶏は2,000羽以上
 これらに該当する方は、次の事項を遵守する必要があります。

- ◆堆肥・尿処理施設の床を不浸透性材料（コンクリートやビニール等）で整備し、堆肥施設等には適当な被覆や側壁等を設けること。
- ◆堆肥化処理施設等の定期的な点検、補修、維持管理を行うこと。
- ◆家畜排せつ物の発生量や処理について記録をつけること。

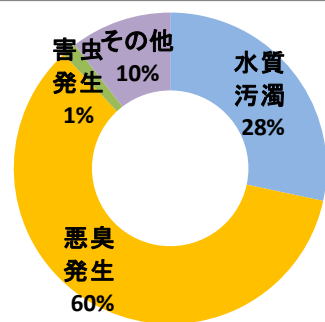
※対象とならない少頭羽数飼養農家においても適正な管理に努めて下さい。

畜産業において、家畜排せつ物を適正に管理することは義務となっています。地域に理解される畜産経営を目指しましょう。

畜産環境への苦情の半数以上は、悪臭発生によるものです。

悪臭発生対策として、

- 畜舎からのふん尿の早期搬出
- 畜舎内外の清掃
- 適正な堆肥化・浄化处理
- 圃場での散布後の速やかな耕起



畜産経営に起因する苦情発生状況
 平成30年7月～令和元年6月

養豚農家へはイノシシ侵入防止が義務づけられます！

豚コレラについては、発生が多発している岐阜県、愛知県の外に三重県、福井県、埼玉県及び長野県で感染のさらなる拡大が危惧されているところです。感染拡大の要因として豚コレラウイルスに感染した野生イノシシの生息エリアの拡大があげられます。11月13日までに48件の発生が確認されており、衛生管理の向上を実施しても感染防止が難しい場合に豚への感染リスクが高い地域において、豚を対象にワクチンを接種し、豚コレラの発生を予防することとなりました。

国内の豚コレラ感染イノシシ生息エリア拡大や隣国韓国のアフリカ豚コレラ発生に伴い、来年度から飼養衛生管理基準の改正により、飼養衛生管理区域内にイノシシ等の野生動物が侵入しないよう必要な措置を講ずることが義務化されます。養豚農家の衛生管理区域へのイノシシ侵入防止柵等の設置について御指導をお願いします。

予防対策の重要ポイント



近隣諸国における悪性伝染病発生情報

病名	発生地(国)	畜種	発生年月日
アフリカ豚コレラ	中国(2件)	豚	令和元年(2019年)10月1日 ～令和元年(2019年)10月30日
	韓国(5件)	豚	令和元年(2019年)10月2日 ～令和元年(2019年)10月9日

令和元年(2019年)11月1日時点

毎月20日はくまもと家畜防疫の日

定期的な消毒を実施しましょう！

